

## 秋田県聴覚障害者支援センター情報機器貸出規定

### (目的)

第1条 この規約は、秋田県聴覚障害者支援センター（以下、センターという）が保有する情報機器（以下、機材という）の貸し出しについて定めることを目的とする。

### (貸出の範囲)

第2条 貸出の対象は、秋田県内で活動する聴覚障害者団体及び聴覚障害者関係団体等とする。ただし、聴覚障害者等が参加する会議、研修、イベント等で使用する場合は、この限りではない。

### (貸出しの制限)

第3条 次の事項に該当する場合は貸し出しをしない。

- (1) 興行的営利を目的として利用する時
- (2) 特定の宗教・宗派また政治的活動を目的として利用する時

### (貸出しの手続き)

第4条 予約貸出しを原則とする。貸出希望の場合は、予約状況を確認のうえ様式第1号貸出申請書（情報機器用）に必要事項を記入し、借用日の1週間前までに下記に申込みこと。

#### 【申込場所】

住所：秋田市 旭北栄町 1-5 秋田県社会福祉会館 5階

TEL：018-874-8113 / FAX：018-862-1820 /

Email：akita-chokaku@fukinoto.or.jp

- 2 機材の貸出しは、原則センターに来所して行う。

### (貸出期間及び返却)

第5条 貸出期間は原則として1週間とする。ただし、事業の目的、内容によりセンターが必要と認めたものについては、貸出期間を延長することができる。なお、貸出期間は貸与先との協議により決定する。

- 2 貸出期間中の転貸は認めない。
- 3 貸出期間中であっても返却を求められたときは、直ちに応じなければならない。
- 4 機材を返却するときは、現状復帰のうえで返却されているかどうか、センターの検査を受けなければならない。

### (費用の負担)

第6条 貸出は無料とする。ただし、搬送ならびに貸出期間中の修理・メンテナンスに要

する費用はすべて貸与先の負担とする。

(弁償)

第7条 貸与先は故意または過失により滅失・破損したときは、現品または相当の代価をもって弁償しなければならない。

(免責)

第8条 機材貸し出しに関連して生じた貸与先及び第三者の結果的損害、付随的損害、逸失利益等の間接損害について、それらの予見または予見可能性の有無にかかわらず一切の責任を負わないものとする。ただし、センターに故意・重過失がある場合は、この限りではない。

(附則)

この規約は令和4年4月1日から施行する。